

文京区安全・安心まちづくり条例

平成十六年十二月十三日

条例第三十三号

改正 平成二〇年九月二九日条例第四五号

「文の京」文京区は、都心に位置し、多くの教育機関や神社仏閣等古くからの名所・史跡に恵まれた緑豊かな地域である。

一方、都市においては、犯罪に対する不安が高まっており、身近な犯罪も後を絶たない。このことは、わがまち文京区においても例外ではない。したがって、私たちには、不断の努力により、安全で安心して暮らすことができる地域環境を築いていくことが求められている。このことは、全ての区民の共通の願いである。

また、私たちには、日頃から、災害及び事故に対する危機意識を持ち、不測の事態に備える努力が必要である。

私たちは、協働・協治の考えの下、安全で安心して暮らすことができる地域社会を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、区の区域内（以下「区内」という。）における犯罪、災害及び事故の防止に関し、区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等の責務を明らかにし、安全・安心まちづくり（犯罪、災害及び事故を防止し、心地よい地域環境の整備を推進する活動をいう。以下同じ。）を推進し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 何人も、安全・安心まちづくりにおけるそれぞれの役割を認識し、責任を果たさなければならない。

- 2 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、互いに連携・協力して、安全・安心まちづくりに努めなければならない。
- 3 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、犯罪、災害及び事故に備えるよう努めなければならない。
- 4 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、安全・安心まちづくりに当たって、自由及び権利を尊重しなければならない。

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 二 地域活動団体 町会、防犯協会及びNPO（非営利活動団体）、ボランティア団体その他の地域で活動する団体をいう。
- 三 事業者等 区内で事業活動を行うものをいう。
- 四 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他の行政機関及び区内の

国道又は都道を管理する事務所をいう。

五 災害 地震、洪水、豪雨、暴風、落雷その他異常な自然現象、火事又は爆発により生ずる被害をいう。

六 非常時 災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときをいう。

(区の責務)

第四条 区は、区民の生活の安全を確保し、安心して暮らすことができるための施策を推進するよう努めなければならない。

2 区は、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等と連携・協力し、区内の安全の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の責務)

第五条 関係行政機関は、区、区民、地域活動団体及び事業者等と連携・協力し、区内の安全の確保に努めるものとする。

(区民の責務)

第六条 区民は、区、関係行政機関、地域活動団体及び事業者等と連携・協力し、安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(地域活動団体の責務)

第七条 地域活動団体は、区、関係行政機関、区民及び事業者等と連携・協力し、安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(事業者等の責務)

第八条 事業者等は、その社会的責任を自覚し、区、関係行政機関、区民及び地域活動団体と連携・協力し、安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(防犯、防災及びバリアフリーへの配慮)

第九条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、安全・安心まちづくりに当たって、防犯、防災に努め、バリアフリーに配慮しなければならない。

(障害者等への配慮)

第十条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、連携・協力して、幼児、児童、生徒、青少年、高齢者、障害者等が安全で安心して暮らすことができるよう努めなければならない。

(防犯機器の設置)

第十一条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、防犯に係る機器等を設置するときは、自由及び権利を尊重しなければならない。

(非常時の備え)

第十二条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、非常時に直ちに対応できるよう努めなければならない。

(環境の美化及び浄化)

第十三条 何人も、環境の美化及び浄化に努めなければならない。

(啓発及び情報提供)

第十四条 区及び関係行政機関は、安全・安心まちづくりに関する啓発及び情報提供を

行うものとする。

(人材育成)

第十五条 区は、安全・安心まちづくりを行う者を育成し、又はその活動を支援するものとする。

(表彰)

第十六条 区長は、安全・安心まちづくりに関し、顕著な功績があると認めた者を表彰することができる。

(推進地区の指定)

第十七条 区長は、安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区(以下「推進地区」という。)を指定することができる。

(指導・勧告)

第十八条 区長は、推進地区において、前条に規定する特定の施策の実施を著しく害したと認めた者に対し、即時に又は期限を定めて、その行為の是正を指導し、又は勧告することができる。

(協議会)

第十九条 区長は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

3 協議会は、次の事項を審議する。

一 安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関すること。

二 推進地区の指定に関すること。

三 その他安全・安心まちづくりに関すること。

(委任)

第二十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則(平成二〇年九月二九日条例第四五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の文京区安全・安心まちづくり条例(平成十六年十二月文京区条例第三十三号)第十八条第二項の規定により指定されている推進地区は、この条例第九条第一項の規定により重点地域として指定されたものとみなす。